

保育が必要な事由

※父母ともに下記の事由のどれかに該当していることが条件です。

保育が必要な事由	保護者の状況
1 就労	1月において、 64時間以上労働 することを 常態 とする。
2 妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない。 出産予定日から8週前の日の属する月初めから出産日から8週を経過する日の翌日の属する月末まで
3 保護者の疾病・傷害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを持っている。
4 親族の介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している。
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
6 求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。
7 就学	学校、専修学校、各種学校等に就学。 公共職業能力開発施設の職業訓練、職業能力開発総合大学校の指導員訓練・認定職業訓練等を受けている。
8 虐待、DV	児童虐待のおそれや、配偶者からの暴力により小学校就学前の子どもの保育を行うことが困難であると認められるとき。
9 育児休業	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが当該認可外保育施設を利用しており、当該育児休業の間に当該認可外保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる。
10 その他町長が認める場合	前各項に掲げるもののほか、前各項に類するものとして町長が認める事由に該当する。

※お仕事の状況等、「保育の必要性の事由」に変更があった場合は、早急に松前町役場子育て支援課へお知らせください。